東京都交通局窓口事務の審査基準等

(平成31年2月1日現在)

事 務 名	行政財産の使用許可
根 拠 法 令 等	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項 東京都交通局公有財産規程
処 理 機 関	資産運用部資産活用課 資産運用部事業開発課
区分	許認可等窓口事務
審査基準等の内容	東京都交通局公有財産規程 第8条の2から第11条まで
備考	

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抜粋)

第二百三十八条の四

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

東京都交通局公有財産規程(昭和三十九年四月一日交通局規程第十七号)(抜粋)

(使用許可の範囲)

- 第八条の二 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度に おいて、使用を許可することができる。
 - 一 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するため使用するとき。
 - 二 都の指導監督を受け、都の事務・事業を補佐し、又は代行する団体がその補佐し、又は代行する 事務・事業の用に供するため使用するとき。
 - 三 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
 - 四 職員、旅客等が利用する食堂、売店等に使用させるとき。
 - 五 公共工事又は作業を施行するに当たり、工事人等が当該工事又は作業のために事務所、倉庫、宿舎、材料置場等を短期間設けるとき。
 - 六 隣接する土地の所有者又は使用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと 認められるとき。
 - 七 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
 - 八 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の 利用に短期間使用させるとき。
 - 九 前各号に定めるもののほか、局長が特にやむを得ないと認めるとき。

(使用許可の期限)

第九条 行政財産の使用許可の期間は、一年をこえてはならない。ただし、電柱若しくは水道管、ガス管その他の埋設物を設置するため使用させるときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の額)

- 第九条の二 行政財産の使用料(以下「使用料」という。)は、一月当たりの額により算出するものとし、 その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次に定めるところによる。
 - 一 土地を使用させる場合(次号に該当する場合を除く。)には、当該土地の位置、形状、環境、使用 の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格の千分の二・五を乗じて得た額
 - 一の二 土地を使用させる場合であつて、使用期間が一月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴つて土地を使用させるときには、前号により算定した額に百分の百八を乗じて得た額
 - 二 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合

計して得た額に百分の百八を乗じて得た額

- イ 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定 した当該建物の適正な価格に千分の六を乗じて得た額
- ロ 建物の敷地に相当する面積の土地について、第一号により算出した土地の使用料に相当する額
- 三 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当 する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
- 四 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額
- 2 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が一日に満たないときの使用料は前項第三号の規 定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。
- 3 土地、建物又は工作物の一部を使用させる場合であつて、局長が特に必要と認めるときの使用料は、 第一項の規定にかかわらず、適正な方法により算出した額とする。
- 第九条の三 使用を開始する日が月の初日でない場合または使用を終了する日が月の末日でない場合に おける当該月の使用料は、日割計算とする。
- 第九条の四 前二条の規定により算出して得た一件の使用料の額が百円未満となる使用料は、これを百円とする。

(使用料の減免)

第九条の五 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減額又は免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- 二 都の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するとき。
- 三 行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的 に供し難いと認めるとき。
- 四 都に寄付する建物又は工作物の築造又は設置するために使用させるとき。
- 五 工事請負契約、事業委託契約等による必要な限度内で、使用させるとき。
- 六 主として職員の利便に供するため、低い価格又は料金で、食堂、売店等を経営させる目的をもつ て庁舎等の一部を使用させるとき。
- 七 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第九条の六 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、または分割して納付させることができる。

(使用料の不還付)

第九条の七 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用または公共用に供するため行政財産の使用の 許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付すること ができる。

(使用許可の申請)

- 第十条 行政財産の使用許可に際しては、あらかじめ行政財産を使用しようとする者(以下「申請者」という。)をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
 - 二 使用しようとする行政財産の所在、種類及び数量
 - 三 使用しようとする目的及び方法
 - 四 使用しようとする期間
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 第九条の五の規定に基き、使用料の減額または免除を受けようとする者からは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに使用料の減額または免除を受けようとする理由を記載した申請書を提出させなければならない。

(使用許可等)

- 第十一条 第八条の二の規定に基づき使用許可を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した 使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、記載する必要がないと認める事項について は、省略することができる。
 - 一 使用を許可する行政財産の所在、種類及び数量
 - 二 使用許可の期間
 - 三 使用料、延滞金及び使用料の不還付
 - 四 使用の目的及び方法
 - 五 使用上の制限
 - 六 使用許可の取消し又は変更
 - 七 原状回復及び損害賠償の方法
 - 八 光熱水費等の負担
 - 九 有益費等の請求権の放棄
 - 十 その他必要と認める事項
- 2 行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、申請者に対し、すみやかにその旨を通知しなければならない。